

仕様書（案）

※仕様書素案は、提案用見積書作成のための参考に提示するものであり、記載した事項が全て必須要件ではない。提案内容により、必要に応じて加筆修正する。

- 1 件名
生涯学習情報紙作成業務委託
- 2 履行場所
大田区指定場所（地域力推進課ほか）
- 3 履行期間
契約締結日から令和4年3月19日（土）まで
- 4 委託内容
生涯学習情報紙の作成及び生涯学習に関する動画作成
- 5 目的、ターゲット、コンセプト
 - (1) 目的
大田区民の生涯学習、地域活動参加への動機づけ
 - (2) ターゲット
生涯学習、地域活動に興味はあるが、参加するきっかけがない区民。特に 20～50代の現役世代をメインターゲットとする。
 - (3) コンセプト
「やってみたい！はじめたい！が見つかる生涯学習情報紙」
ア 現役世代の目にとまる、視覚に訴えるデザインの情報紙
イ 現役世代に「自分が当てはまる」と興味を持ってもらえる内容の情報紙
ウ 現役世代に届くよう、デジタルコンテンツと連動した情報紙
- 6 全体運営
 - (1) 受託者は、本委託を効果的かつ効率的に履行するため、実施体制を明確にすること。
 - (2) 業務全体を管理・統括する者（以下、「業務責任者」という。）を指定し、届け出ること。
 - (3) 大田区との打合せには、必ず業務責任者が出席し、必要に応じて制作に携わるスタッフを同席させること。打合せは進捗状況に応じ適宜行うこと。

(4) 進捗状況の管理

情報紙の企画・編集、撮影、印刷及び納品に係る全体スケジュールを策定し、提出すること。また履行に当たり、進捗状況を綿密に報告し、大田区とよく協議、調整をしながら業務を進行すること。

7 委託内容詳細

(1) 企画・編集

ア 版下データ規格

タブロイド判、4面、全面4色

イ 上記に掲げたターゲットに沿って各号でさらに対象を細分化し、当該層から興味・関心が得られる内容にする。

ウ 地域力推進課の指示、資料等に基づき検討、紙面作成にあたる。適宜タイトルの作成、文章のリライト等を行う。

エ 一面の特集記事は、発行時期、大田区の地域性に即したテーマを取り上げ、紙面展開案を提示する。

オ 四面のコラム記事は、生涯学習実践者の紹介と生涯学習と関連した、日常に役立ち、身近に感じられる内容を提案する。

カ ターゲットに合わせてキャッチーで統一感のある紙面デザインとする。

キ 紙面デザインは電子版として大田区ホームページに掲載することを考慮し、見やすさを考慮する。

ク 地域力推進課から指示があった場合や紙面作成に当たって必要な場合は、イラスト、地図を作成する。

ク 著作権、肖像権の確認を行い、使用の許諾等を得る。

ケ 誤字脱字等がないか確実に文書校正を行う。

(2) 取材・撮影

ア 紙面に掲載する実写は、被写体に人物を登用する場合は区民や生涯学習実践者を用い、撮影はカメラマンが行う。撮影場所は大田区内とする。

イ 生涯学習の視点で取材を行い、掲載原稿を作成する。

(3) 印刷・加工（色校正込み）

ア 規格数量 タブロイド判 4ページ、各回12万部

イ 印刷方法 オフセット印刷

ウ 用紙 再生上質、古紙配合率95%以上、白色度70%以上 D/57kg

エ 刷り色 両面4色

オ 製本 二つ折り

カ 校正 本紙校正1回（オンデマンド印刷可）

(4) 納品

ア 発行回数

令和3年7月及び令和4年1月の2回発行とする。

イ 納品期限

上記発行に適した期限を協議の上、指定する。

ウ 納品場所

(ア) 大田区地域力推進課

(イ) 商業施設ラック 20か所以上

エ 仕分け

別途指示する枚数ごとに仕切り紙を封入する。

エ 納品形式

(ア) 大田区地域力推進課 本紙、デジタルブックデータ、PDFデータ

(イ) 商業施設ラック 本紙(大田区指定数)

(5) 動画作成

ア 生涯学習に関する動画の作成

情報紙の掲載内容に合わせて、1～3分程度の動画を作成。(各号2本以上)

イ 広報用動画の作成(発行月の間にSNS等で発信する動画)

30秒程度7本以上作成

ウ 動画閲覧回数を上げる動画内容及び発信方法を提案し、実践する。

8 契約金額に含む費用

取材費、交通費、撮影費、編集費、出演報酬費、原稿費及びイラストの作成・購入・使用費、印刷費、商業施設ラックでの配架費等、受託者が本業務の履行に要する一切の経費は、契約金額に含むものとする。

9 支払方法

検査終了後、請求に基づき各回で支払う。

10 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権及び肖像権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、全て大田区に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約すものとする。

- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ大田区に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)～(4)の規定は、10より第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

11 受託者の責務

- (1) 本件委託の内容及び履行に際して知り得た秘密は、契約期間はもとより契約終了後も第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報について別紙「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を遵守すること。
- (3) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (4) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。

13 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度大田区と別途協議のうえ処理すること。